

(様式2)

一般質問通告書

令和8年第3回定例会において、下記の事項について一般質問（代表質問・個人質問）を行いたいのので会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和 8 年 8 日 24 日

議員氏名 片野 治樹



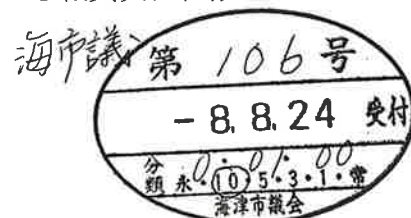
海津市議会議長様

受領番号 第 9 号 受領日時 令和 8 年 8 月 24 日 11:30

要 旨 災害対応体制の強化と、被災前からの市民周知による職員負担軽減について

質問相手 市長

質 問 内 容



近年、日本各地では、地震・豪雨・線状降水帯・台風などの災害が激甚化しています。最近では令和8年熊本地震が発生し、8月23日現在で死者38名、負傷者402名、住家被害は全壊1,629棟、半壊、一部損壊の合計24,215棟が被害に遭いました。また、千葉豪雨では、死者13名、負傷者46名、住家被害は4,130棟と発表されています。このたびの災害により亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

本市においても「養老―桑名―四日市断層帯地震」につきましては、最大震度7の地震により、死者・負傷者合わせて2,077人の人的被害、1万352人の避難者、全壊・半壊合わせて9,398棟の建物被害、568,000トンの災害ごみの発生を想定しております。令和6年能登半島地震では、り災証明書の発行遅延、災害ごみの大量発生、避難所運営の人員不足など、自治体の災害対応力が大きく問われました。

本市においても、令和5年第4回定例会で、災害ごみ仮置場の不足、り災証明発行体制の脆弱さ、住家被害認定調査員の不足、ボランティアセンターの人材育成、そして市民への周知不足など、災害対応に関する課題を質問しました。

その後、令和7年第3回定例会では、クラウド型被災者支援システムの導入、避難所入退所管理のデジタル化、災害協定先との情報交換の強化、住家被害認定調査員の増員、災害協力団体との連携強化など、一定の改善が図られたことが確認できました。

しかし依然として、災害ごみ仮置場の面積不足、避難所運営の人員不足、ボランティアリーダーの育成不足、被災後の手続きに関する市民周知の不足など、災害時の初動対応に影響する重要な課題が残されています。

特に能登半島地震では、被災後の情報不足が大きな混乱を招きました。この教訓を踏まえると、本市においても、被災前から職員体制や被災後の復旧手順を市民に事前周知することが不可欠であると考えます。

事前周知を徹底することで、市民が自ら行動できるようになり、避難所運営を市民主体で進めることができ、職員の負担軽減につながり、り災証明や災害ごみ処理の混乱も減らすことができます。

そこで、令和5年の課題と令和7年の改善状況を踏まえ、本市が被災前からどのような体制整備と市民周知を進めているのか、また今後どのように強化していくのかについておたずねします。

1. 災害廃棄物仮置場の確保と運営体制について

本市の災害廃棄物仮置場は、必要面積 27.52ha に対して不足している状況が続いています。そこで、現在確保できている面積と充足率、市有地の追加候補地の確保状況、および民有地の調査・リスト化の進捗状況をお答えください。また、能登半島地震で大量の災害ごみが発生した教訓を、本市の災害廃棄物処理計画にどのように活かし、今後の計画見直しに繋げていくのかお答えください。あわせて、仮置場運営に必要な人員体制について伺います。この人員を市職員だけで確実に確保できる体制が整っているのか、本市の見解をお答えください。

2. 住家被害認定調査の体制強化について

住家被害認定調査は、被災者への「り災証明書」迅速な発行に直結する非常に重要な業務です。そこで、現在の調査体制の現状と、調査員の確保や研修などの取り組みについておたずねします。また、大規模災害等で庁内の人員が不足した場合、どのように対応する方針かも併せてお答えください。

3. り災証明書発行体制について

り災証明書は、被災者生活再建支援金・災害援護資金・税の減免など公的支援の入口となる重要な手続きです。申請から交付までの流れについてお答えください。

4. 市民への事前周知について

災害時の混乱を防ぎ、職員の負担を軽減するためには、被災前から市民への周知が不可欠です。災害廃棄物の処理、住家被害認定調査における自己撮影(写真撮影)の必要性を含む住家被害認定調査からり災証明発行までの一連の手続き、被災者生活再建支援金などの公的支援制度について、被災前からどのような周知を行っていくか、お答えください。